

会報

明石のぼうさい

編集発行/明石防火協会(明石市消防本部予防課内)
〒673-0044 明石市藤江924番地の8
TEL (078)918-5272 FAX (078)918-5983
ホームページアドレス: <http://www.akashi-bouka.jp/>

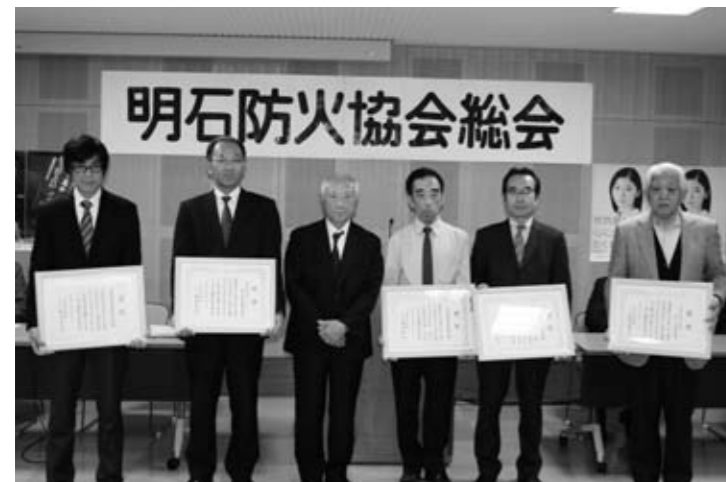
平成二十七年四月二十二日(水)、午後四時から明石市防災センター多目的ホールにおいて、平成二十七年年度の総会が開催されました。

総会に先立ち、永年にわたり、協会の事業推進に協力された五事業所に対して柴田会長から感謝状が贈られました。

(永年功労優良事業所)
○東洋機械金属株式会社
○生活協同組合コープこうべ 第5地区活動本部
○三和油業株式会社



平成二十七年年度 明石防火協会総会開催



○明石市立少年自然の家
○医療法人社団五誓会 あさひ病院

総会は、五十六事業所、六十名が出席し、柴田会長のあいさつの後、泉市長からご祝辞をいただきました。そして、議長を会長にお願ひし、議案の審議に入りました。

議案は平成二十六年度の事業報告及び収支決算報告、平成二十七年年度の事業計画(案)及び予算(案)の四項目で、慎重審議の結果いずれも満場一致で原案どおり承認されました。

その後、消防本部予防課、後藤査察計画担当係長による「近年における予防行政の動きについて」の講話が行われました。

「明石の防災」

初夏の候、明石防火協会の会員の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

当協会は、昭和二十二年に兵庫県明石消防署において明石防火協会が設立され、今年度で六十八年目を迎えますが、設立時は、戦後の社会情勢が不安定の中、防火・防災のために百二十五事業所が会員として参加され、現在は二百七十五事業所により継続・維持されています。

その間、防火・防災の普及に対する先人のご尽力ご努力には、衷心より敬意を表するものです。

さて、平成七年に兵庫県南部地震、平成二十三年に東日本大震災等が発生し、地震津波による被害の大きさに国民が震撼させられました。

さらに、局地的なゲリラ豪雨、台風等による災害が各地で頻りに発生し、市民の生命身体及び財産を災害から守る地域防災力の重要性が増大しているとともに、今後三十年の間に70%の確立で、首都直下型地震や南海トラフ地震などの大規模地震の発生が予想されている中で、地域防災体制の確立が僅々の課題となっています。

そのような中で、明石防火協会は何をなすべきであるかを考えてみますと、「備えあれば、憂いなし」とおり、市民団体、明石市消防本部、消防団・行政機関等としっかりと連携を図りながら、避難訓練初め、人命の救出訓練等を善段から実施し、最悪の事態でも、最低の被害に留める準備を万端にしておくことが重要と考えています。

会員の皆様には、「安全で安心のためのまちづくり」のため、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、益々のご健康とご多幸を祈念申し上げます。挨拶とさせていただきます。



お知らせ 消防法が改正されました!

※詳細な基準等がありますので消防本部予防課に相談してください。

●用途の細分化

改正前		改正後	
項	用途	項	用途
6項イ	病院	6項イ	(1) 特に防火対策の必要性が高い病院
	診療所		(2) 特に防火対策の必要性が高い有床診療所
	助産所		(3) (1)及び(2)以外の病院、有床診療所、有床助産所
	(4) 無床診療所及び無床助産所		

●消防用設備等の基準の見直し

★消火器具の設置基準

6項イ(1)から(3)までに掲げる病院、有床診療所及び有床助産所については、面積にかかわらず、消火器具の設置が義務付けられます。(施行日:平成28年4月1日 猶予期間:なし)

★スプリンクラー設備の設置基準

- ① 6項イ(1)から(3)までに掲げる病院、有床診療所及び有床助産所については、延べ面積3千平方メートル以上のものにスプリンクラー設備の設置が義務付けられます。
- ② ①の規模に至らない6項イ(1)の病院、6項イ(2)の有床診療所については、延べ面積にかかわらず、スプリンクラー設備の設置が義務付けられます。ただし、火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものは対象外とされています。(施行日:平成28年4月1日 猶予期間:平成37年6月30日まで)

★自動火災報知設備の設置基準

6項イ(1)から(3)までに掲げる病院、有床診療所及び有床助産所については、面積にかかわらず、自動火災報知設備の設置が義務付けられます。(施行日:平成27年4月1日 猶予期間:平成30年3月31日まで)

★消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準

6項イ(1)から(3)までに掲げる病院、有床診療所及び有床助産所については、面積にかかわらず、消防機関へ通報する火災報知設備の設置が義務付けられます。

また、6項イ(1)の病院、6項イ(2)の有床診療所に設置する消防機関へ通報する火災報知設備については、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して自動的に起動するものでなければなりません。(施行日:平成28年4月1日 猶予期間:平成31年3月31日まで)

平成27年度 試験・講習会の案内

■危険物取扱者試験(他県でも開催されています。詳しくは [消防試験研究センター](#) [検索](#))

試験日	受験地	電子申請の受付期間	書面申請の受付期間	試験種類
H27. 10/17(土)	尼崎・加古川等	H27. 8/23~9/5	H27. 8/26~9/8	甲種、乙種1・2・3・4・5・6類、丙種
H27. 10/18(日)	神戸・姫路等	H27. 8/23~9/5	H27. 8/26~9/8	
H28. 2/ 7 (日)	神戸・姫路・加古川等	H27.12/11~H28.2/13	H27. 12/4~12/16	

■乙種防火管理講習会(他市でも開催されています。詳しくは [日本防火・防災協会](#) [検索](#))

講習日	講習場所	定員	受付期間	実施機関・問い合わせ
H28. 2/18(木)	大久保町ゆりのき通り1-4-7 明石市立産業交流センター	180名	H28. 1/19~1/22	日本防火・防災協会 ☎03-3591-7121

■甲種防火管理者新規講習(他市でも開催されています。詳しくは [日本防火・防災協会](#) [検索](#))

講習日	講習場所	定員	受付期間	実施機関・問い合わせ
H27. 9/10(木)~9/11(金)	大久保町ゆりのき通り1-4-7 明石市立産業交流センター	180名	H27. 8/4~8/14	日本防火・防災協会 ☎03-3591-7121
H27. 12/10(木)~12/11(金)			H27. 11/10~11/13	
H28. 2/18(木)~2/19(金)			H28. 1/19~1/22	

「消防長就任ごあいさつ」



明石市消防長
山本 徹

明石防火協会の会員の皆様には、自主防災体制の整備や自衛消防力の充実強化など、地域、事業所等における防火、防災にご尽力いただき、敬意を表すとともに、お礼申し上げます。

この度、平成二十七年四月一日付で明石市消防長に就任しました山本でございます。職務の重責を肝に銘じ、消防の使命を達成するために鋭意努力を重ねてまいりますので、前消防長同様にご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

近年の消防を取り巻く環境は、先の東日本大震災や、近年の記録的な大雨などによる大規模な自然災害が発生しており、各種災害に対して新たな対応が求められています。

そのため、これらの状況を踏まえて、住民の皆さまが、安心して暮らせる社会を確保していくため、明石防火協会や婦人防火クラブ連絡協議会並びに関係機関の皆さまと連携を図りながら、防災関係団体が「丸」となり安全な地域づくりのために積極的に取り組んでいるところです。

平成二十七年度におきましても、引き続き明石防火協会の皆様のご支援・ご理解を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様のご多幸とご健勝を祈念いたしまして、就任のご挨拶とさせていただきます。



「予防課長就任ごあいさつ」



予防課長
池内 泰典

この度人事異動によりまして、消防本部予防課長を拝命しました池内でございます。

私自身、二十年振りの予防課勤務となり、年齢的にもメタボ傾向、知識不足が否めない状況ではありますが、予防課職員と一体となって職責を全うする所存でございますので、前任者同様、ご指導・ご鞭撻をお願いいたします。

さて、国においては、平成二十五年に福岡市外科整形病院火災や長崎市認知症高齢者グループ火災を契機に、自力で避難することが困難な要介護者の入居・宿泊している福祉施設に対する消防用設備等の法的基準改正が平成二十七年四月一日に施行され、病院、診療所等による改正も平成二十八年四月一日より施行されます。

また、今年の五月十七日には、川崎市において簡易宿泊所火災により多数の死傷者が発生しました。不特定多数の者が出入りする対象物から一度火災が発生いたしますと、甚大な被害を受ける危険性がございますので、「火災を起さないこと」は基より、火災が発生したならば「火災に気付くこと」「火災を知らせること」「初期消火すること」「避難すること」が重要であり、日々の防火管理体制や消防用設備の維持管理が被害の多寡に直結いたします。



会員事業所紹介



星光PMC株式会社

星光PMC(株)は、昭和二十六年、星光化学工業(株)として明石市立石で操業を開始し、平成十五年には、日本PMC(株)との合併により現在の社名となり、弊社の西日本における主要事業拠点(研究所、工場及び営業所)として、今日に至っております。

当社は、製紙用薬品と印刷インキ、記録材料樹脂の製造を主とする科学品メーカーで、消費者の目に直接触れる製品はありませんが、製紙会社やインキ産業に対し、時代のニーズに適合した製品を製造するのにかかせない素材を提供しています。

また、新事業として、経済産業省の助成を受けた植物由来の軽量かつ強固で、再生可能な素材である「セルロース・ナノファイバー」の実用化を目指しております。

防火については、消防用設備等の定期点検を行い、維持管理の向上を強化するとともに、自衛消防隊を組織し、定期的に訓練を行っております。防災については、防災対策用部品で自衛消防隊を組織し、定期的に訓練を行っております。防災については、防災対策用部品で、防災の落下防止対策を行い、災害用備蓄品・食糧を管理して、従業員には近隣の避難先を周知させております。今後もさらなる防災意識の維持向上に努めて参ります。

夜間を想定した訓練を実施

「もう誰も死なせない 全員の命を助ける 命をつなげる」



平成二十五年二月の長崎市グループホーム火災、同年十月の福岡市有床診療所火災など、職員の少ない夜間に火災が発生し、死者が発生しています。このような火災を教訓に福祉施設、医療機関で初期消火、通報はもとより避難において全員の命を助ける術を理解し実行する訓練を実施しました。

地域支援ホーム「さくら」での訓練では、屋外階段横の宿泊室より出火、第一優先される屋外階段も使用できないという最悪の想定での訓練が実施されました。初期消火・通報の後、出火した部屋のドアを閉めて煙を部屋に閉じ込め、避難する屋内階段に煙が入らない様にドアの管理をしながら避難活動を実施しました。消防は水と

自衛消防隊 新任訓練を実施

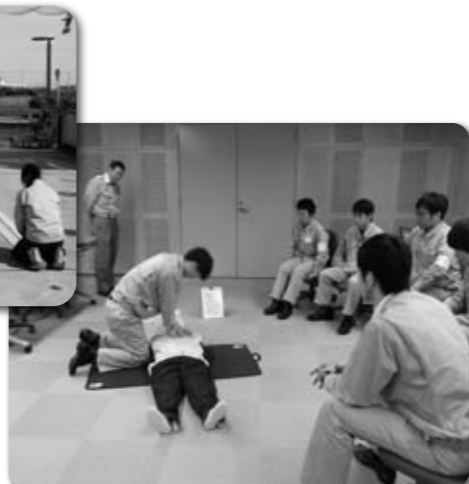
明石市消防本部において、平成二十七年四月二十四日(金)コベルコクレイン(株)大久保事業所、五月二十日(水)三菱マテリアル(株)明石製作所の新入社員を対象に自衛消防隊員として、火災・地震などの災害に円滑に対応するための研修を実施しました。

午前、心肺を蘇生する技術を習得する市民救命士講習を受講し、全員が市民救命士の資格を取得しました。午後は、職場で発生した火災に対応するため、消火器、屋内消火栓及び屋外消火栓の取扱訓練と負傷者を危険な場所から、安全かつ迅速に搬送するための搬送法も行いました。

また、厳しい訓練を真剣な面持ちで、最後までやり遂げ自衛消防隊員としての意識の向上も図れました。



煙と炎を操るのが仕事ですが、この度の訓練は、職員の方に煙を操り管理し避難できる環境をつくることを考えてもらいました。神明病院での訓練では、患者をベッ トに寝かせたまま搬送し避難しました。昨年の反省を踏まえてベット数を減らすための複数搬送(説明のみ)や、垂れ壁を起点に一時避難場所の設定を行い、消防隊到着後の救助活動スペースの確保までを考慮した訓練を行いました。火災から全員の命を守るためには、その建物構造や設備、消防用設備を理解し活用することが重要です。



を付けながらもキビキビとした動きで訓練されておりました。

市民レスキュー講座の開催

- ①講習日時 毎月第1土曜日の午前9時30分から午後0時30分まで
 - ②会場 明石市防災センター2階視聴覚室・消防署救助訓練施設
 - ③講習対象者 地域の防災について関心があり体力に自信のある、明石市在住又は、在勤(校)者の方(中学生以上)20名(先着順受付)
- 申込みの詳細は [明石市市民レスキュー講座](#) [検索](#)

